

令和 7 年度埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への

奨学のための給付金（通常給付）

申請のしおり

令和 7 年度の特別徴収税額決定通知書等で課税額等（市町村民税所得割額・道府県民税所得割額）を確認し、奨学のための給付金の申請を希望する場合は、学校が指定する日までに申請書類を学校へ提出してください。

1 奨学のための給付金とは

- 授業料以外の教育費を支援する制度です。【返還不要】
- 給付を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。
（希望しない方は、提出する必要はありません。）

2 給付額

世帯状況	給付額（年額）
市町村民税・道府県民税所得割非課税世帯・家計急変世帯	50,500円
市町村民税・道府県民税所得割 105,500 円未満の世帯・ 家計急変により 105,500 円未満に相当する世帯	10,100円
市町村民税・道府県民税所得割 264,500 円未満・ 家計急変により 264,500 円未満に相当する、かつ、 扶養する子が 3 人以上いる世帯	10,100円

お問い合わせ

- ① 生徒が在学している学校
または
- ② 埼玉県高等学校修学支援制度事務局
TEL 048-711-7012



埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索



3 対象となる方

次の（１）～（３）の要件を基準日（令和７年７月１日）現在ですべて満たしている必要があります。

（１）専攻科支援金の支給を受ける資格を有している生徒（以下「生徒」という。）がいる世帯

（２）次のいずれかに該当する世帯

①市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）の世帯

②市町村民税・道府県民税所得割額の合算が１０５,５００円未満の世帯（①を除く。）

③市町村民税・道府県民税所得割額の合算が２６４,５００円未満であり、かつ、扶養する子^{*１}が３人以上^{*２}いる世帯（①及び②を除く。）

※いずれも家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が①～③に相当する世帯^{*３}も対象となる。

（３）生計維持者（父母等）が埼玉県内に住所を有している世帯

<留意点>

- 生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）が支給されている場合は、この制度の対象となりません。
- 生計維持者（父母等）が令和７年１月１日時点で海外にあり、住民税が課税されていない場合は、この制度の対象となりません（家計急変世帯を除く。）。
- 生計維持者（父母等）が埼玉県外に居住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

*１ 扶養する子とは、生計維持者との続柄が子であること又は扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ、生計維持者との続柄が尊属及び配偶者でないことのいずれかを満たす場合をいいます。

*２ 生計維持者全員の、前年度の市町村民税における扶養親族数の合計（配偶者を除く扶養親族の合計（市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等がいる場合はその人数を含める。））と、扶養親族申告書に記載された扶養する子の数の合計を比較し、いずれか少ない方の数を扶養する子の数とします。

*３ 「家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）に相当する世帯」とは、生計維持者それぞれの年収見込額が下表の基準額を下回る世帯をいいます。なお、②～③に相当するかについては、お通りの事務室にお問い合わせください。

世帯構成 ^{*４}	年収基準額	所得基準額
１人世帯（本人のみ）	１,０００,０００円	４５０,０００円
２人世帯	２,０４４,０００円	１,３５０,０００円
３人世帯	２,２１６,０００円	１,４７０,０００円
４人世帯	２,７１６,０００円	１,８２０,０００円
５人世帯	３,２１６,０００円	２,１７０,０００円
６人世帯	３,７０４,０００円	２,５２０,０００円
７人世帯	４,１４０,０００円	２,８７０,０００円
８人世帯	４,５７６,０００円	３,２２０,０００円

←左表の基準額の年収とは、会社員の場合は給与収入を指します。自営業者の場合は、収入から必要経費を差し引いた所得金額を指します。

*** 4 世帯構成 = 本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族**

例) 父親が母親と子 2 人を扶養している世帯の場合

父親 : 4 人世帯 (本人 + 母親 + 子 2 人) の欄に当てはめる

母親 : 1 人世帯 (誰も扶養していないので本人のみ) の欄に当てはめる

4 必要な手続き

(1) 申請方法

「(2) 申請書類」にある必要な書類を期日までに、学校へ提出してください。

※ 提出期限については、お通いの学校にお問い合わせ・ご相談ください。

～埼玉県在住で県外の学校へお通いの方の提出先～

- ◇ 千葉、群馬、栃木、茨城県内の公立高校に在学されている方は、お通いの学校からの案内に従ってご提出ください。
- ◇ 上記以外の公立高校に在学している場合、埼玉県教育局財務課へご提出ください。

(2) 申請書類 (○：必須、△必要な世帯もある、－：不要)

世帯の状況に該当する申請書類をご確認ください。

生徒が通う学校	世帯の状況*	参照ページ	申請書	振込口座届	扶養親族申告書	在学証明書	個人番号貼付台紙	家計状況確認書類	個人対象要件証明書
埼玉県内の県立高校	A.非課税世帯または105,500円未満(非課税世帯を除く)の世帯	P5	○	○	－	－	△	－	－
	B.264,500円未満であり、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯(A)を除く	P6	○	○	○	－	△	－	－
	C.家計急変によりA、Bに相当する世帯	P7	○	○	△	－	△	○	－
埼玉県外の国公立高校	A.非課税世帯または105,500円未満(非課税世帯を除く)の世帯	P5	○	○	－	○	○	－	○
	B.264,500円未満であり、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯(A)を除く	P6	○	○	○	○	○	－	○
	C.家計急変によりA、Bに相当する世帯	P7	○	○	△	○	○	○	○

* 世帯の状況は、以下の日付時点、又は期間で該当するか判断します。

- 非課税世帯 R6.1.1～R6.12.31 の収入状況
- 家計急変世帯 R7.7.1 以前の家計急変

【R6.1.1～R6.12.31 の収入】

A.令和7年度 非課税又は105,500円未満の世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（14～15ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人又は生計維持者の口座を指定してください。
（生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。学校へご連絡ください。）

専攻科支援金申請で提出していない方のみ要提出

- ③ **個人番号カード（写）等貼付台紙**
➤ 「個人番号貼付台紙」に生計維持者の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。
※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、税額を確認できなかった際は、後日課税証明書等の提出をお願いすることがあります。**確定申告等の税の申告を行っていない場合、税額を確認できない場合があります。また、申告をしないと課税証明書が発行されない場合があります。**
※ 生計維持者が持参又は郵送する場合は、次のページを参照してください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ④ **生徒本人の在学証明書**
➤ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ⑤ **個人対象要件証明書**
※ 埼玉県外の高等学校等の専攻科に在学している場合のみ。
ただし、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の学校に在学し、該当県教育委員会を経由して申請する場合は省略できます。
※ 様式は25ページを参照してください。

<生計維持者等が個人番号カード（写）等貼付台紙を直接、持参又は郵送する場合は>

マイナンバーカード（写）等の提出に当たり、別途、下表の身元確認書類の提示・提出が必要です。

持参の場合は、提出の際に、身元確認ができる書類を提示してください。

郵送の場合は、身元確認ができる書類の写しを申請書と併せて提出してください。

※ 生徒が学校に持参・提出する場合は、身元確認ができる書類は不要です。

<個人番号の利用目的>

マイナンバー（個人番号）は、国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の審査（市町村民税所得割額、道府県民税所得割額及び生業扶助受給の有無の確認）に使用します。

また、埼玉県内の県立高校の専攻科に在学している場合は、次の申請をする際にも、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 高等学校等専攻科支援金の支給申請
- ・ 高等学校の授業料及び入学料の減免申請

	生計維持者の身元確認ができる書類 ※ 生徒の確認書類は不要です。
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	顔写真付身分証明書（次の①～⑤の書類から1点） ※有効期限内であるものに限る ① 運転免許証又は運転経歴証明書 ② 旅券（パスポート） ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ④ 在留カード、特別永住者証明書 ⑤ 本人の写真の表示のある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの ・ 税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、戦傷病者手帳 ・ 顔写真付き資格証明書 例：船員手帳／海技免状／狩猟・空気銃所持許可証／宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）／電気工事士免状／無線従事者免許証／認定電気工事従事者認定証／特種電気工事資格者認定証／耐空検査員の証／航空従事者技能証明書／運航管理者技能検定合格証明書／動力車操縦者運転免許証／教習資格認定証／検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等 ※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は以下の書類から2点 年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

【R6.1.1～R6.12.31 の収入】

B.令和7年度 105,500 円以上 264,500 円未満、かつ、扶養する子が3人以上の世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（16～17ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人又は生計維持者の口座を指定してください。
（生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。学校へご連絡ください。）

専攻科支援金申請で提出していない方のみ要提出

- ③ **個人番号カード（写）等貼付台紙**
➤ 「個人番号貼付台紙」に生計維持者の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。
※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、税額を確認できなかった際は、後日課税証明書等の提出をお願いすることがあります。**確定申告等の税の申告を行っていない場合、税額を確認できない場合があります。また、申告をしないと課税証明書が発行されない場合があります。**
※ 生計維持者が持参又は郵送する場合は、次のページを参照してください。

全員必要

- ④ **扶養親族申告書**（様式第11号「扶養親族申告書」）
➤ **令和7年度に実際に扶養している親族（配偶者を除く）全員**について記載してください。
※ 課税証明書等に記載されていない令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することとなった子等がいる場合は、証明書類を添付の上、ご提出ください。
※ 扶養親族の生年月日に誤りがないようご注意ください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ⑤ **生徒本人の在学証明書**
➤ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ⑥ **個人対象要件証明書**
※ 埼玉県外の高等学校等の専攻科に在学している場合のみ。
ただし、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の学校に在学し、該当県教育委員会を経由して申請する場合は省略できます。
※ 様式は25ページを参照してください。

C. 家計急変世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（18～19 ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第 5 号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人、又は、生計維持者の口座を指定してください。
（生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。）

全員必要

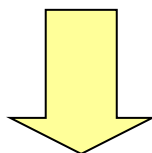
③ 令和 7 年度（6 年分） 課税証明書等

※ 生計維持者全員分の令和 7 年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類（以下 a～c のいずれか）をご提出ください。

提出書類（いずれか 1 つ）	取得方法
a 令和 7 年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和 7 年度 特別徴収税額決定（変更）通知書	主に会社員の方へ毎年 6 月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和 7 年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【書類を提出する上での注意事項】

- 証明書等は、原則生計維持者（父母等）全員分が必要です。
⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。（例：父母がいる場合は父と母の両方分）
- やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
⇒ 必ず、扶養親族数が記載されているものをご提出ください。
⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。
（確認箇所：氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割・扶養親族数）
⇒ 確定申告が必要な方は、申告を済ませた後の証明書をご提出ください。



次ページに続く

全員必要

④ 生計維持者等の家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

- 所得要件を満たさない生計維持者全員分の書類(以下 a～c のいずれか)を提出してください。

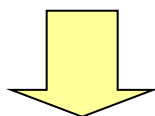
家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	➤ 直近3か月分の給与明細書の写し ➤ 給与支払者による給与支払(見込)証明書(21ページ参照) ➤ 事業所得証明書(22ページ参照) ➤ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※定年退職等は家計急変事由の対象外。	➤ 離職票 ➤ 廃業等届出 ➤ 罹災証明書 ➤ 診断書 ➤ 雇用保険受給資格者証 等 ➤ 退職証明書 ➤ 解雇通告書 ➤ 破産宣告通知書 ➤ 非課税証明書
c	離別・死別 (R7.1.1～R7.7.1 間に発生したものに限る)	①離別・死別を証明する書類 及び ②家計急変後の収入を証明する書類	①離別・死別を証明する書類 ➤ 離婚届受理証明書 ➤ 死亡診断書 等 ➤ 書類の提出が困難な場合 ⇒ 離別死別した時期を学校担当者にお知らせください。(様式任意) 及び ②家計急変後の収入を証明する書類 収入がある場合は、それを証明する書類を提出してください。(上記 a 参照)

所得割額合計が 105,500 円超～264,500 円未満であり、扶養する子が 3 人以上いる世帯の場合のみ 要提出

⑤ 扶養親族申告書 (様式第 11 号「扶養親族申告書」)

- **令和 7 年度(R6.12.31 時点)に実際に扶養している親族(配偶者を除く)全員**について記載してください。

- ※ 課税証明書等に記載されていない令和 7 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合は、証明書類を添付の上、ご提出ください。
- ※ 扶養親族の生年月日に誤りがないようご注意ください。



次ページに続く

埼玉県外の方のみ 要提出

⑥ 生徒本人の在学証明書

- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
- ※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます

埼玉県外の方のみ 要提出

⑦ 個人対象要件証明書

- ※ 埼玉県外の高等学校等の専攻科に在学している場合のみ。
ただし、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の学校に在学し、該当県教育委員会を経由して申請する場合は省略できます。
- ※ 様式は25ページを参照してください。

5 給付（振込）先

様式第5号「給付金振込口座届」で指定した口座に振り込みます。

「給付金振込口座届」の提出がない場合は給付金を支給することができません。

- ※ 振込口座名義が生計維持者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。
「委任状」が必要な場合は、在学する学校へご連絡ください。

6 申請・給付時期

- 令和7年10月末以降に、指定した口座に振り込みます。

※ 申請書の提出が遅れた場合や、提出書類に不備がある場合など、審査状況によって給付時期が遅れる可能性があります。

- 申請と給付の時期については、下部の図を参考にしてください。

家計急変世帯の給付額について

※ 家計急変の発生時期及び申請の時期によって、給付金額が異なります。

- ・ 7月1日までに家計急変が発生し、期限までに申請した場合……年額を給付
- ・ 7月2日以降に家計急変の場合……申請翌月以降の月数に応じて算定した額を給付

早期給付申請（令和7年度新入生のみ）との関連について

※ 早期給付が認定となった方は、既に年額の1/4の額が給付されています。（または給付予定です。）

このため、通常給付では、年額から既に給付されている分（または給付予定分）を差し引いた額（年額の3/4）が給付されます。

※ 早期給付が不認定となった方も、通常給付を申請できます。

通常給付が認定となる場合、年額が給付されます。



7 奨学のための給付金の給付額チェックフロー

令和7年7月1日現在、学校に在籍していますか				
はい	いいえ	該当しません		
保護者等の居住地は、埼玉県ですか				
はい	いいえ	埼玉県では支給対象になりません。 お住まいの都道府県に確認してください。		
保護者等全員の令和7年度市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円ですか				
はい	いいえ			
	保護者等全員の令和7年度市町村民税・道府県民税所得割額の合算が105,500円未満ですか			
	はい	いいえ		
		保護者等全員の令和7年度市町村民税・道府県民税所得割額の合算が264,500円未満ですか		
		はい	いいえ	該当しません。ただし家計急変によって年収が非課税相当に減少した世帯は対象となる場合があります。
		扶養する子が3人以上いますか		
		はい	いいえ	該当しません。
	50,500円			
	10,100円			

よくある質問と回答

質問 1 マイナンバーカードを持っていません。

通知カードの写しを「貼付台紙」に貼り付けて提出してください。

通知カードをお持ちでない場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを提出してください。住民票は、生計維持者の住民票のみ提出してください。

住民票の写しを提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。

※ 氏名、住所等が現在と異なる通知カードは提出いただけません。

※ 生徒本人等、生計維持者以外のマイナンバーが住民票に記載された場合は、生計維持者以外のマイナンバーを判別できないように黒塗りした上で提出してください。

質問 2 マイナンバーカード（写）の代わりに課税証明書の提出でもいいですか。

マイナンバーカード（写）の代わりに市町村役場発行の令和 7 年度課税証明書や特別徴収税額決定通知書、納税通知書（写）を提出することも可能です。

課税証明書等を提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。

質問 3 市町村民税所得割額と道府県民税所得割額とは何ですか。

個人住民税の一部です。税額を確認したい場合は、特別徴収税額決定通知書や納税通知書をご確認ください。税額がご不明な場合は、お住まいの市町村役場までご相談ください。

質問 4 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

自営業のため給与明細がありません、どうしたら良いですか。

給与明細等の収入を証明する書類がない場合は、毎月の収入と支出の状況を証明する「事業所得証明書」（22 ページ参照）の提出をお願いします。

学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。

質問 5 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

給与明細ももらえない月がありました。何を提出したら良いですか。

給与等の支払いがない旨の証明として「給与支払証明書」（21 ページ参照）の提出をお願いします。

学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。

原則、3 か月分の給与支払額の証明を受けるようお願いします。

質問 6 「生計維持者」とは具体的に誰を指しますか。

生徒に父母がいる場合は父母。

父母がいない場合に主に他の者によって生計が維持されている場合はその者。いずれでもない場合は生徒本人となります。

【記入例①表面】
市町村民税・道府県民税所得割額の
合算が0円（非課税）または105,500円
未満の世帯

基準日

①「令和7年7月1日」
以降の日付を記入。

令和 7 年 7 月 2 0 日

学校受付欄

※この欄は学校が使用します。

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書 【通常申請用】

① 該当する ②申請区分にチェックを必ず入れ 全員記入

☒	ア 非課税世帯として申請する。
☐	イ 105,500円未満の世帯として申請する。（アの世帯を除く。）
☐	ウ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する。（ア及びイの世帯を除く。）
☐	エ 家計急変世帯として申請する。

③生計維持者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。生計維持者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

② 埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給について、申請する場合、生計維持者情報を記入してください。 全員記入

生計維持者①	住所	〒330 - 9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1		
	連絡先	自宅	048-830-6652	携帯 090-000-0000
フリガナ	ウラワ タロウ	専攻科生との関係 (申請するものに○をする)	父母（父 母） ・主たる生計維持者 生徒本人	
	氏名		浦和 太郎	
生計維持者②	フリガナ	ウラワ ハナコ	専攻科生との関係 (申請するものに○をする)	父母（父 ・ 母）
	氏名	浦和 花子		

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

③ 対象となる専攻科生について記入してください。 全員記入

フリガナ	ウラワ イチロウ	生徒生年月日	昭和 平成 1 8 4 2	
生徒氏名	浦和 一郎	学校の種類 課程	専攻科	
在学する学校	名称	埼玉県 立 〇〇高等学校	学年・組・出席番号	1 年 1 組 1 番
	所在地	埼玉 都道府県 さいたま 市町村 浦和区高砂3-14-2	在学期間	令和7年 4 月 8 日～ 年 月 日

⑤生徒が現在、在学している専攻科以外に...
○専攻科に通っていたことがある場合
→「ある」を選択し、必要事項を記入。
○専攻科に通っていないことがない場合
→「ない」を選択。

過去在籍状況	過去在籍高等学校名	過去在籍期間	過去在籍課程等	左記学校で給付金を受給した回数
過去に高等学校等の専攻科を卒業・退学・転学等したことがある	立		通信・	なし 1 回 2 回 3 回 4 回 不明
過去に高等学校等の専攻科を卒業・退学・転学等したことがない	立		通信・	なし 1 回 2 回 3 回 4 回 不明

※「ある」場合は過去在籍校について、右欄に記入してください。

④ 次の4点を確認の上、☑を付けてください。 全員記入

☒	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☒	この申請書は埼玉県のために従いその金額を即時返還します。
☒	この申請は、奨学のための給付金の申請を行っておりません。
☒	この申請の対象となる専攻科生は児童福祉法による児童入所施設措置費（特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。

非課税世帯(①ア)・105,500円未満の世帯の世帯(①イ)・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の世帯(①ウ)の方は裏面⑤へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

⑤ 非課税世帯・105,500円未満の世帯・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。

ア 次の者の個人番号カードの写し等課税証明書等を提出します。

①	☒	(対象専攻科生が埼玉県内にある県立高校又は市立高校に在学している場合のみ選択可) 生計維持者全員分の課税証明書等を高等学校等就学支援金の手続きで提出しているため省略する。 ※奨学金のための給付金資格認定のために利用することに同意する。
②	☐	父母2名分
③	☐	父母1名分 ※ ⑤①～⑤のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。 ・離婚、死別、未婚等により父母が1名の場合 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合(DV、養育放棄、児童虐待)等
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・父母が存在しない場合
⑤	☐	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

【記入例①裏面】
 市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)または105,500円未満の世帯

非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入完了
264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑥へ

⑥ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。

非課税世帯または105,500円未満の世帯はこの欄への記入は不要。

※ ⑤①を選択された方で、マイナンバーによる税額照会で扶養親族数を確認できない場合、課税証明書等を提出していただく場合があります。

イ 扶養親族数を証明する書類を提出します。

②	☐	扶養親族数を証明する書類(必須)	扶養親族申告書
③	☐	令和7年1月1日以降、出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合、それを証明する書類 (ア) 生計維持者の実子 (イ) 生計維持者に委託された里子 (ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 その他 特別養子縁組の確定証明書 戸籍抄本

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了

⑦ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。

(生計維持者全員分必要です。)

		家計急変前の収入額を証明する書類(必須)	直近の収入を証明する書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類 (①ウの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
生計維持者①	☐	給与・所得の減少のため → 課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書 + 扶養親族申告書		出生証明書、母子手帳、戸籍抄本、里親委託証明書、特別養子縁組の確定証明書
	☐	離職・破産のため → 課税証明書等	離職票、雇用保険受給資格者証、その他() + 扶養親族申告書		出生証明書、母子手帳、戸籍抄本、里親委託証明書、特別養子縁組の確定証明書
	☐	死別・離別のため → 課税証明書等	その他(保護者等の死亡や離婚等を証明する書類等)(必須) () ※ 書類の名前を記入してください。 + 扶養親族申告書		出生証明書、母子手帳、戸籍抄本、里親委託証明書、特別養子縁組の確定証明書
生計維持者②	☐	給与・所得の減少のため → 課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書		
	☐	離職・破産のため → 課税証明書等	離職票、雇用保険受給資格者証、その他()		

家計急変世帯

【記入例②表面】

市町村民税・道府県民税所得割額の合算が264,500円未満かつ、扶養する子が3人以上いる世帯

基準日

①「令和7年7月1日」以降の日付を記入。

令和 7年 7月 20日

学校受付欄

※この欄は学校が使用します。

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書 【通常申請用】

① 該当する申請区分に☑を付けてください。 **全員記入**

☐	ア 非課税世帯として申請する。
☐	イ 105,500円未満かつ、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する。（アの世帯を除く。）
☒	ウ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する。（ア及びイの世帯を除く。）
☐	エ 家計急変世帯として申請する。

② 埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給について、申請する場合、生計維持者情報を記入してください。 **全員記入**

生計維持者①	住所	〒330 - 9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1		
	連絡先	自宅	048-830-6652	携帯 090-000-0000
フリガナ	ウラワ タロウ	専攻科生との関係 (※必ず記入してください)	父母（父 母） ・主たる生計維持者	
	氏名		浦和 太郎	生徒本人
生計維持者②	フリガナ	ウラワ ハナコ	専攻科生との関係 (※必ず記入してください)	父母（父 ・ 母）
	氏名	浦和 花子		

③ 対象となる専攻科生について記入してください。 **全員記入**

フリガナ	ウラワ イチロウ	生徒生年月日	昭和 平成 18 4 2	
生徒氏名	浦和 一郎	学校の種類 課程	専攻科	
在学する学校	名称	埼玉県立〇〇高等学校	学年・組・出席番号	1 年 1 組 1 番
	所在地	埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-14-2	在学期間	令和7年 4 月 8 日～ 年 月 日
過去在籍状況	過去在籍高等学校名	過去在籍期間	過去在籍課程等	左記学校で給付金を受給した回数
過去に高等学校等の専攻科を卒業・退学・転学等したことがある	立	立	通信・	なし 1回 2回 3回 4回 不明
	立	立	通信・	なし 1回 2回 3回 4回 不明

④ 次の4点を確認の上、☑を付けてください。 **全員記入**

☐	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☐	この申請は埼玉県県の求めに従いその金額を即時返還します。
☒	⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。
☐	この申請の対象となる専攻科生は、福祉法による児童入所施設措置費（特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

非課税世帯(①ア)・105,500円未満の世帯の世帯(①イ)・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の世帯(①ウ)の方は裏面⑤へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

⑤ 非課税世帯・105,500円未満の世帯・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯
として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。

ア 次の者の個人番号カードの写し等課税証明書等を提出します。

①	☒	(対象専攻科生が埼玉県内にある県立高校又は市立高校に在学している場合のみ選択可) 生計維持者全員の課税証明書等を高等学校等就学支援金の手続きで提出しているため省略する 必要等のための給付金資格認定のために利用することに同意する。
②	☐	父母2名分
③	☐	父母1名分 ・離婚、死別、未婚等により父母が1名の場合 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 (DV、養育放棄、児童虐待) 等
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・父母が存在しない場合
⑤	☐	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

【記入例②裏面】
 市町村民税・道府県民税所得割額の
 合算が264,500円未満、かつ、扶養する
 子が3人以上いる世帯

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了

⑥ 264,500円未満であり、扶養親族が記載されている世帯
 ア 扶養親族が記載されていることを確認して、チェックを入れる。

①	☒	⑤で提出した課税証明書等により、親権者全員の扶養親族数を証明できる。 ※ ⑤①を選択された方で、マイナンバーによる税額照会で扶養親族数を確認できない場合、課税証明書等を提出していただく場合があります。
②	☒	⑨ 必ず提出する。 扶養親族数を証明する書類(必須)
③	☒	⑩ ⑤で提出した課税証明書等に記載していない新たに扶養することになった扶養親族がいる場合にチェックを入れ、提出する書類に○を付ける。 (イ) 生計維持者に委託された里子等により新たに扶養することになった子等がいる場合、それを証明する書類 (ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子

扶養親族申告書

出生証明書

母子手帳

戸籍抄本

里親委託証明書

その他

特別養子縁組の確定証明書

戸籍抄本

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了

⑦ 家計急変世帯として申請する場合
 264,500円未満、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯はこの欄への記入は不要。

生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。

	給与・所得の減少のため	家計急変前の収入額を証明する書類(必須)	直近の収入を証明する書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(①ウの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
生計維持者①	☐	+ 課税証明書等	+ 給与明細等 事業所得証明書	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☐	+ 課税証明書等	+ 離職票 雇用保険受給資格者証 その他()	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☐	+ 課税証明書等	+ その他(保護者等の死亡や離別等を証明する書類等)(必須) ※ 書類の名前を記入してください。	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
生計維持者②	☐	+ 課税証明書等	+ 給与明細等 事業所得証明書		
	☐	+ 課税証明書等	+ 離職票 雇用保険受給資格者証 その他()		

【記入例③表面】

家計急変世帯

(宛先)

埼玉県教育委員会

埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書

【通常申請用】

基準日

令和 7 年 7 月 20 日

学 校 受 付 欄

※この欄は学校が使用します。

①「令和7年7月1日」以降の日付を記入。

②申請区分にチェックを必ず入れ

3人以上いる世帯として申請する。(ア及びイの世帯を除く。)

③生計維持者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。生計維持者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

① 該当する申請区分に☑を付けてください。

全員記入

② 埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給について、申請する場合、生計維持者情報を記入してください。

全員記入

生計維持者①

住所

〒330 - 9301

埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1

連絡先

自宅

048-830-6652

携帯

090-0000-0000

フリガナ

ウラワ タロウ

専攻科生との関係

父母(父)母) ・主たる生計維持者

氏名

浦和 太郎

生計維持者②

フリガナ

ウラワ ハナコ

専攻科生との関係

父母(父)母)

氏名

浦和 花子

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

③ 対象となる専攻科生について記入してください。

全員記入

フリガナ

ウラワ イチロウ

生徒氏名

浦和 一郎

生徒生年月日

昭和 18 年 4 月 2 日

学校の種類

専攻科

在学する学校

名称

埼玉県 立 〇〇高等学校

学年・組・出席番号

1 年 1 組 1 番

所在地

埼玉 都府県 さいたま 市 浦和区高砂3-14-2

在学期間

令和7年 4 月 8 日～ 年 月 日

過去在籍状況

過去在籍高等学校名

過去在籍期間

過去在籍課程等

左記学校で給付金を受給した回数

過去に高等学校等の専攻科を卒業・退学・転学等したことがある

立

立

通信・

通信・

なし 1回 2回 3回 4回 不明

なし 1回 2回 3回 4回 不明

⑤生徒が現在、在学している専攻科以外に...

〇専攻科に通っていたことがある場合

→「ある」を選択し、必要事項を記入。

〇専攻科に通っていたことがない場合

→「ない」を選択。

※「ある」場合は過去在籍校について、右欄に記入してください。

④ 次の4点を確認の上、☑を付けてください。

全員記入

この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

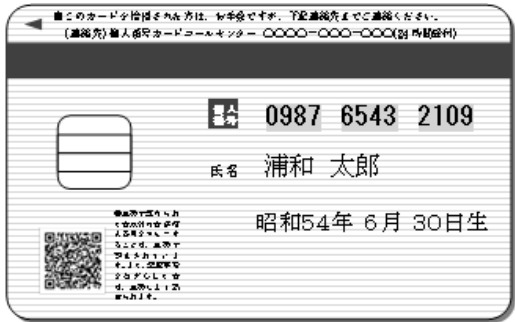
この申請書は埼玉県のために従いその金額を即時返還します。

この申請書の対象となる専攻科生は福祉法による児童入所施設措置費(特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。

⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。

非課税世帯(①ア)・105,500円未満の世帯の世帯(①イ)・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の世帯(①ウ)の方は裏面⑤へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

非課税世帯・105,500円未満の世帯・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯 家計急変世帯はこの欄の記入は不要。ものに☑をつけてください。		非課税世帯・105,500円未満 264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯		【記入例③裏面】 家計急変世帯	
① 対象専攻科生が埼玉県内にあり、県立高校又は市立高校に在学している場合のみ選択可） 生計維持者全員分の課税証明書等を高等学校等就学支援金の手続きで提出しているため省略する。 ※奨学金のための給付金資格認定のために利用することに同意する。					
②	☐	父母2名分			
③	☐	父母1名分 ・離婚、死別、未婚等により父又は母が1名の場合 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 (DV、養育放棄、児童虐待)等			
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・父母が存在しない場合			
⑤	☐	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合			
非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入完了 264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑥へ					
⑥ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。 ア 扶養親族数が記載された課税証明書等を提出します。					
①	☐	⑤で提出した課税証明書等により、親族者全員分の扶養親族数を証明できる。 ※ ⑥①を選択された方で、マイナンバーによる税額照会で扶養親族数を確認できない場合、課税証明書等を提出していただく場合があります。			
イ 扶養親族数を証明する書類を提出します。					
②	☐	扶養親族数を証明する書類(必須)			
③	☐	(ア) 生計維持者の実子	扶養親族申告書 出生証明書 母子手帳 戸籍抄本		
		(イ) 生計維持者に委託された里子	里親委託証明書 その他		
		(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書 戸籍抄本		
264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は ⑧ 提出する書類に○をつける。					
⑦ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。 (生計維持者全員分必要です。)					
生計維持者①	☒	家計急変前の収入額を証明する書類(必須) 給与・所得の減少のため 課税証明書等	直近の収入を証明する書類(必須) 給与明細等 事業所得証明書	扶養親族の人数を証明する書類 (①ウの世帯のみ必須) 扶養親族申告書	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合 出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書
	☐	家計急変前の収入額を証明する書類(必須) 離職・破産のため 課税証明書等	無職となったことを証明する書類(必須) 離職票 雇用保険 其他	扶養親族の人数を証明する書類 (①ウの世帯のみ必須) 扶養親族申告書	①ウの世帯に該当し課税証明書等に扶養親族が全員記載されていれば提出不要(扶養親族申告書は必須) 出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☐	⑦ 該当する項目にチェックを入れる。 死別・離別のため 課税証明書等	その他(保護者等の死亡や) 離別・死別等を理由に申請する方も、収入がある場合は直近の収入を証明する書類を御提出ください。 また、世帯構成人数確認のため、扶養親族申告書を併せて御提出ください。	扶養親族の人数を証明する書類 (①ウの世帯のみ必須) 扶養親族申告書	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合 出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☒	家計急変前の収入額を証明する書類(必須) 給与・所得の減少のため 課税証明書等	直近の収入を証明する書類(必須) 給与明細等 事業所得証明書		
生計維持者②	☒	家計急変前の収入額を証明する書類(必須) 給与・所得の減少のため 課税証明書等	直近の収入を証明する書類(必須) 給与明細等 事業所得証明書		
	☐	家計急変前の収入額を証明する書類(必須) 離職・破産のため 課税証明書等	無職となったことを証明する書類(必須) 離職票 雇用保険受給資格者証 其他		

個 人 番 号 カ ー ド			
申請日現在の住所を記入してください。		【記入例】 県立高校用 個人番号カード（写）等貼付台紙	
埼玉県立埼玉高等学校		全日制 ☒ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 普通 ☐ 1 ☐ 1 ☐ 1	
生徒	フリガナ 姓 うらわ 名 いちろう 氏 名 浦和 一郎 生年月日 昭和 18 年 4 月 2 日 平成	住 所	〒 330 - 9301 埼玉 さいたま 市 区 浦和区高砂 3 - 15 - 1
生計維持者等①	フリガナ 姓 うらわ 名 たろう 氏 名 (同意者署名) 浦和 太郎 生年月日 昭和 54 年 6 月 30 日 平成 生徒との続柄 父母(父・母) その他() ※R7年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください 〒 住 所		
②	フリガナ 姓 _____ 名 _____ 月 _____ 日 _____) _____ 〒 住 所	保護者等の 個人番号カード、又は個人番号カード通知カード 写し貼付欄 個人番号カードの場合 個人番号が記載されている面(裏面)を上にして 貼り付けてください。	

注) 個人番号カード、個人番号通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と合わせて提出願います。
 上記保護者のみが記載された住民票等にしてください(生徒本人等、保護者以外の個人番号は載せない)。

以下、学校記入欄

学校受付日

学校コード					生徒コード				

※学校コード、生徒コードは埼玉県内の県立高校のみ記入。

専攻科の生徒への奨学のための給付金(家計)

①給与支払日以降の日付を記入。

令和 7 年 7 月 3 日

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名 浦和 太郎

住所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

給与支払証明書

2 雇用年月日

③会社が雇用を開始した日を記入。

(令和3年 4月 1日)

3 直近3か月の給与支払の実績 (給与等の支払いがない月は0円と記入)

※ 通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。

④給与支払の実績を記入。

給 与 支 払 日	①給与支払額	②賞与等	総支給額 (①+②)	備 考
令和 7 年 4 月 21 日	130,000 円	0 円	130,000 円	
令和 7 年 5 月 21 日	20,000 円	0 円	20,000 円	
令和 7 年 6 月 21 日	30,000 円	50,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

⑤事業主から証明を受けてください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) 0000

事業所名称 さいたま株式会社

事業主氏名 代表取締役 大宮 花子

専攻科の生徒への奨学のための給付金(家計急変)参考様

①記入日を書く。 (記入日) 令和 7 年 7 月 10 日

事業所得証明書

1 ②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名	浦和 太郎	住所所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
----	-------	-------	-------------------------

2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況

※ 従業員の給与は、「②仕入・経費」欄に計上すること。(配偶者の専従者給与を含む。)

※ 可能な限り直近1年間の状況を記入すること。(減収後の10月～12月の収入を記入する。)

③直近の収入及び支出の状況を記入。

年	月	①収入(売上)	②仕入・経費	所得	備考
令和 6 年	7 月	150,000 円	90,000 円	60,000 円	
	8 月	0 円	80,000 円	-80,000 円	入院のため休業
	9 月	0 円	0 円	0 円	入院のため休業
	10 月	280,000 円	100,000 円	180,000 円	
	11 月	230,000 円	100,000 円	130,000 円	
	12 月	250,000 円	130,000 円	120,000 円	
令和 7 年	1 月	170,000 円	90,000 円	80,000 円	
	2 月	130,000 円	80,000 円	50,000 円	
	3 月	130,000 円	90,000 円	40,000 円	
	4 月	170,000 円	90,000 円	80,000 円	
	5 月	160,000 円	70,000 円	90,000 円	
	6 月	150,000 円	70,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

④事業主から証明を受けてください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) 0000

事業所名称 株式会社URAWA

事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

様式第11号

令和 7年 7月 20日

扶養親族申告書

(宛先)
埼玉県教育委員会

生計維持者①住所	〒 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
生年月日	昭和54年6月30日
氏名	浦和 太郎
生計維持者②住所	〒 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
生年月日	昭和50年5月9日
氏名	浦和 花子

令和6年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第314条の2第1項第11号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が16歳未満の扶養親族、並びに令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1	浦和 一郎	平成18年4月2日	子
2	浦和 教子	昭和56年9月9日	妹
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1	浦和 料子	平成17年5月3日	子
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】

令和6年12月31日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。

（確認ができる書類）

- ・年末調整の令和6年分扶養控除等（異動）申告書の写し
- ・令和6年分給与所得の源泉徴収票
- ・令和6年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

	氏名	生年月日
1	浦和 育次郎	令和7年3月10日
2		
3		

【記入上の注意事項】

「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】※申告者は記入しない

扶養する子の数の合計 _____人

申請者全員が必ず提出してください。

※ 本様式の提出がない場合は、奨学のための給付金が支給されません。

※ 申請後に口座に変更があった場合は、速やかに学校担当者まで申し出てください。

様式第5号（第5条）

（宛先）

令和 年 月 日

埼玉県教育委員会

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届

申請者（父母等）氏名

支給対象高校生等氏名

支給対象高校生等在籍校名

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名					支店名				
口座番号	普通預金								
口座名義	フリガナ								
	名 前								

記入上の注意

- 1 口座名義は、原則申請者（父母等）本人の名義とすること。
- 2 預金通帳等の写し等、口座番号等の上記内容が確認できるものを下部に添付すること。
- 3 振込口座名義が生計維持者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要であるため、在学する学校へ連絡してください。

預金通帳等添付欄

※ 通帳見開き部分（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）等が書いてあるページ）の写しを添付してください。

奨学のための給付金申請者のうち、
埼玉県外の高校等の専攻科に在学している生徒は、
 この様式で証明を受けてください。

個人対象要件証明書（専攻科のみ）

下記の者は、令和 7 年 7 月 1 日現在、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	[ふりがな]				
	姓		名		
学校名 課程・学科等名				学 年	

（該当する方に✓をすること）

- ☐ 以下のア～ウのいずれかに該当します。（ア～ウのうち該当するものに○を付すこと）
- ☐ 以下のア～ウのいずれにも該当しません。

ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者

イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の 5 割以下の者

ウ 前年度における出席率が 5 割以下の者

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、
 以下に具体的な状況を記載すること。

--

令 和 年 月 日

高等学校専攻科

学校長